

8年2月4日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	小型無人機等スペクトルス キャナー	陸上自衛隊明 野駐屯地	8.3.31	8.2.4	8.2.12 (0900)	8.2.12 (1015)		総額
2	エアー・コンプレッサー の現地における点検整備	陸上自衛隊明 野駐屯地	8.3.31	8.2.4	8.2.12 (0900)	8.2.12 (1030)		総額

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒519-0596

住所 三重県伊勢市小俣町明野 5593-1

契約機関名（担当） 明野駐屯地 総務部会計課（島田）

電話番号 0596-37-0111（内236）

市 価 調 査 (2)

NO	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	エアー・コンプレッサー の現地における点検整備	仕様書のとおり	式	1		
		以下余白				
					計	

(消費税を含まない)

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号

市 価 調 査 (1)

NO	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	小型無人機等スペクトル スキャナー	仕様書による	台	1		
		以下余白				
					計	

(消費税を含まない)

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
電話番号

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

金額 ¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
小型無人機等スペクトルスキャナー	仕様書による	台	1		
	以下余白				
役 務 場 所	陸上自衛隊明野駐屯地	納 期	8. 3. 31		
契 約 保 証 金	免 除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号

見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

金額 ¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
エアー・コンプレッサーの現地における点検整備	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
役 務 場 所	陸上自衛隊明野駐屯地	納 期	8. 3. 31		
契 約 保 証 金	免 除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
小型無人機等スペクトルスキャナー		1 3
		防衛大臣承認
		作 成 令和7年11月18日
		変 更
		作成部隊等名 陸上自衛隊航空学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊航空学校において使用する小型無人機等スペクトルスキャナーについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書の定める内容が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（装備庁（事）第3号 31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装ブ武第1883号 31.1.9）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) この小型無人機等スペクトルスキャナーは、飛行している小型無人機等の観測・識別・位置標定が可能な機能をもつ。
- b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に該当する品目を調達する場合、第6条及び第7条を満足するものとする。
- c) 本器材について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が存在すると契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組み込み、その他、官側の意図しない変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

2.1 構成

構成は、表1によるものとする。

表1-構成

番号	品名	数量
1	スペクトルスキャナー基盤	1
2	アンテナ	1
3	モニター	1

2.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付表1を参考とし、細部は、承認用見本による。

2.3 性能

性能は、付表1を参考とし、細部は、承認用見本による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 付属品・予備品

付属品及び予備品は、製造者が規定する仕様及び社内規格による標準付属品並びに標準予備品とするものとする。

5.2 承認用見本

契約の相手方は、製作に先立ち、承認用見本を契約担当官等に提出し、外観、形状、色及び寸法について承認を受ける。なお、提出する場合は、官側の事前指示を受ける。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書で指定する場合を除き、表2とする。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

表2-提出書類

番号	名称	部数	提出先
1	取扱説明書	1	陸上自衛隊航空学校研究部
2	部品表	1	

5.4 搬入・調整

搬入及び調整は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、搬入時に所要のセッティングを行うほか、取り扱い要領について所要の説明を行う等、官側に対して所要の技術支援を含む調整を行うものとする。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、次の連絡先に確認するものとする。

連絡先 陸上自衛隊航空学校研究部 研究室長（電話 0596-37-0111（内線501））

付表1—形状・寸法及び性能

番号	品名	形状・寸法 ^{a)}	性能
1	スペクトルスキャナー基盤	縦8cm×横14cm	PC接続可, USB電源
2	アンテナ		探知周波数1MHz～6GHz 射程1km程度 移動による方向の調査可能
3	モニター		15インチ

注^{a)} 形状及び寸法は基準値であり, 細部は承認用見本による。

調達要求番号:

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
エアー・コンプレッサーの 現地における点検整備	作 成	令和 4年 5月10日
	変 更	令和 7年10月 9日
	作成部隊等名	航空学校 整備部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊航空学校において保有するエアー・コンプレッサーの現地における点検整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Sによる。

1.3 適用品

適用品は、表1による。

表1—適用品

部品番号等	品名
Z086AS2R	三井精機株式会社 エアー・コンプレッサー

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002S 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 補給カタログ等

エアー・コンプレッサー取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 全般事項

a) 役務に関する要求は、2.2~2.4によるほか、GLT-CG-Z500002Sの箇条2による。

b) 点検作業中に新たに発見された不具合について追加作業を必要とする場合は、契約担当官等と協議するものとする。

2.2 作業実施場所

陸上自衛隊航空学校 三重県伊勢市小俣町明野5593-1

2.3 技術基準

技術基準は、エアー・コンプレッサー取扱説明書による。

2.4 定期点検作業

表1の適用品に対して1年毎点検、2年毎点検、モニタ点灯時点検(5.7メンテナンス周期一覧表)、3Kバルブ(71 10333 1930 00)1個の点検交換、PCVダイヤフラム(71 10248 1901 11)1個の点検交換、バルブシートキット(71 10248 1902 10)1個の緩み点検交換、ガスケット(71 10036 2007 00)1個の交換、圧力SW(71 35600 2006 12)1個の点検交換、給油口Oリング(71 10036 3929 00)1個の交換を実施する。

3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 秘密保全など

4.1 秘密保全

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。
- c) 契約の相手方は、関連する物件、文書、図面などの保管場所・要領について万全の注意を払わなければならない。

4.2 作業実施場所などへの立ち入りなど

作業実施場所などの官側の施設への立入りは、それぞれの立入許可権者の定める要領による。

4.3 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、官側との調整によって使用責任者の許可を受けて官側の支援を無償で受けることができる。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 官側が保有する器材などの使用
- c) 現地整備に必要な電力、水などの使用及び操作に関する事項
- d) 駐屯地における搬入器材の保管
- e) その他官側が必要と認めた事項

5 仕様書に関する疑義

この仕様書について疑義が生じた場合、契約担当官等に申し出て、その指示を受けるものとする。

6 調整先

航空学校整備部第2整備課補給班調達専門官(TEL(0596)37-0111 内線706)

コンプレッサ定期点検の点検箇所・作業内容・周期

1年毎、2年毎及びモニタ点灯時の項目を合わせて実施

表 メンテナンス周期

(○：点検、調整、清掃 ●：交換)

点検調整箇所	作業内容	毎日	毎週	モニタ点灯時	3ヶ月毎	6ヶ月毎	1年毎	2年毎	4年毎	6年毎	8年毎	備考
操作パネルランプ	ランプテスト(2.3)	○										
レシーパタンク	オイルレベル確認(5.1.1)	○										
レシーパタンク	ドレン確認(5.2.1)		○									
ダストフィルタ	ダストフィルタ清掃(5.2.2)		○									
オイル	交換			●				●				
オイルフィルタ	交換			●			●					
オイルセパレータ	交換			●			●					同時にOリング交換
エアクリーナ	交換			●								
配管、継手	緩み点検				○			●				ナイロンチューブ交換
配線、電装品	緩み点検				○							
吐出温度センサ	作動確認				○							
クーラー	フィン清掃				○							
シロッコファン	ホイール清掃				○							
圧力調整弁	作動確認					○						
空気容量調整弁	作動確認					○	●					Oリング交換
5 K 保圧弁	点検					○		●				Oリング、シート交換は1年毎
電磁弁	作動確認					○		●				ダイヤフラム交換
安全弁	作動確認					○						
電動機	絶縁抵抗						○		●			ベアリング交換、絶縁抵抗2MΩ以上
レベルゲージ	清掃						○	●				Oリング交換
油温調整弁	点検						○					
ドライヤ	フィン清掃				○							
ドライヤ	オートドレン清掃				○							
オイルリターン	ノズル清掃				○							
3 K 保圧弁	点検					○		●				Oリング交換
圧縮機(メカニカルシール、ベアリング、ブレード)	点検						○				○	オーバーホールは8年毎
主電動機(237のみ)	ベアリング				○							補給量：負荷側 40g 反負荷側 35g 分解時充填量：負荷側 100g 反負荷側 80g (2000時間毎)

1年間の標準運転時間は6000時間とします。

注) 消耗部品の交換時間は保証値ではありません。表記の周期は標準運転に基づいた1つの目安です。運転条件、運転環境が厳しい場合は短い周期で実施して下さい。

5.7 メンテナンス周期一覧表

5. メンテナンスについて